

名誉会員規程

(1997年10月19日 制定)

(2017年10月28日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第6条第2項に基づき、名誉会員の推薦に関する手続き等について定める。

(推薦の基準)

第2条 名誉会員は、次の基準を満たしたものとする。

- (1) 原則として、満75歳以上の正会員
- (2) 原則として、本学会の役員（常任理事以上）を2期以上務めたもの
- (3) 顕著な研究業績を有し、本学会への貢献度が著しく高いもの
- (4) 名誉会員の推薦を受諾したもの

2. 社会的、あるいは国際的業績が顕著な日本人または外国人で、本学会の名誉会員として迎えるにふさわしい非会員を推薦することができる。

(立案および推薦)

第3条 名誉会員の推薦は、常任理事会が立案し、理事会の承認を経て、会員総会へ推薦する。

(決定)

第4条 会員総会は、理事会の推薦に基づき、名誉会員の決定を行う。

(名誉会員の権利)

第5条 名誉会員は、次の権利を有する。

- (1) 全国大会・部会研究会等での研究報告および討議への参加
- (2) 研究プロジェクトへの参加
- (3) 『広告科学』および『日本広告学会会報』への投稿、受領

(年会費)

第6条 名誉会員の年会費は、これを免除する。

附則

本規程は、1998年9月1日から実施する。

本規程は、2006年11月11日から実施する。

本規程は、2017年10月28日から実施する。